

■使用料見直しの一例

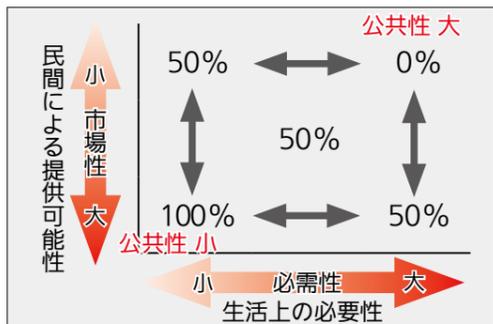
(1時間あたり)

施設	利用区分	※現行使用料	他市の使用料 (東濃他市平均)	原価 (維持管理経費)	受益者 負担割合	原価に基づき 算定した使用料	※新料金(案)
社会教育施設	会議室	100円	435円	1,920円	50%	960円	200円
スポーツ施設	体育館	102円	437円	3,140円	50%	1,570円	200円

※市外の方が利用する場合は1.5倍とする

第2次総合計画を実現するため、次の点に重点を置き見直しを行います。
 ◆子どものスポーツ・文化活動への経済的負担を軽減し、子育て世帯を支援。
 ◆健康寿命の延伸や介護予防を図るため、75歳以上の方の

新たな減免制度



受益者負担割合

①火葬場使用料など広域的に検討が必要なものを、別途詳細な調査が必要なものを
 ②見直しを見送る
 ③廃止や譲渡予定の施設、現行料金が妥当と判断したもの

改正案(抜粋)
 ■使用料II免除、付属設備使用料II免除
 ■市が主催するとき

現行(抜粋)
 ■使用料II免除、付属設備使用料II免除
 ■市が主催するとき
 ■使用料II5割減額、付属設備使用料II減額なし
 ■国県が主催するとき
 ■市が共催・後援するとき
 ■公共的な活動を行っている団体が使用するとき
 ■市民三学運動のために使用する時

余暇活動を促進。
 ◆「市民三学のまちづくり」や「健康のまちづくり」活動への支援。

見直し(案)へ意見を

公共施設使用料の見直し(案)について、市民の皆さんから意見を募集します。
 見直し(案)は、市役所内の財務課と情報公開コーナー、各振興事務所、市中央図書館で閲覧できます。市ウェブサイト(<http://www.city.ena.lg.jp>)にも掲載しています。
 □提出方法 表題を「公共施設使用料見直し」とし、郵便かファクス、電子メールで
 ①氏名②住所③連絡先を明記の上、お寄せください。
 □締め切り 10月17日(月)
 □提出先 〒509-7292(住所不要) 財務課 ☎25-6150 ✉zaisei@city.ena.lg.jp
 □問い合わせ 財務課(内線437)

①地域自治区など行政を補完する団体が使用するとき
 ②18歳以下の団体が使用するとき
 ③75歳以上の者が半数以上いる団体が使用するとき
 ④障害者手帳を持つ方が使用する時
 ■使用料II5割減額、付属設備使用料II減額なし
 ■国県が主催するとき
 ■市が共催・後援するとき
 ■公共的な活動を行っている団体が使用するとき
 ■市・地域自治区が推進する「市民三学のまちづくり」や「健康のまちづくり」への取り組みに使用するとき

スケジュール
 説明
 ◆市議会、地域自治区、各種団体への説明
 ◆「広報えな」10月1日号に見直し案を掲載し、意見(パブリックコメント)を募集
 審議
 ◆市行財政改革審議会での審議
 提出
 ◆12月議会に条例改正議案を提出
 周知
 ◆平成29年1月3月(広報えななど)
 実施
 ◆平成29年4月から新料金の開始



▲市民の利用が多い恵那文化センター

課題です

- ①施設コストに対する料金
- ②近隣市との料金格差
- ③市外の方の料金の取り扱い
- ④減免の取り扱い



見直し案に意見を
公共施設の使用料を見直します

本市の財政は、人口減少や少子高齢化が急激に進むことによる税収減や普通交付税の縮小により、今後、非常に厳しい状況に直面することが予想されます。
 平成22年12月には、「公の施設の使用料の考え方に係る指針」を策定し、市町村合併前の料金体系を改め、統一的な基準に基づいて料金の見直しを行いました。
 しかし、定期的な検証を行う中で、さまざまな課題やニーズが発生しており、今回、公共施設を利用する人と利用しない人(できない人)との負担の公平性を確保し、いつまでも皆さんに親しまれる施設を維持運営できるよう、使用料の見直しを行います。
 □問い合わせ 財務課 ☎26-2111(内線437)

今回の見直し方針

①施設の維持管理経費(原価)に見合った使用料と公共料金としての妥当性
 現在の使用料は、市町村合併時にバラツキがあったものを統一したもので、施設の維持管理経費(原価)に対する視点で料金を設定したものに
 なっていません。
 また今回は、原価に基づく料金を算定しますが、公共料金としての妥当性(近隣市との料金比較)を考慮し、新料金は現行使用料の2倍を超えない範囲で設定し、市民以外
 の使用は市民料金の2倍を上

限とします。
 ②減免制度の限定
 使用料の減免は、あくまでも政策的で特例的な措置であるため、受益と負担の公平性を十分考慮し、公共性や負担能力などから真にやむを得ないものに限定します。

使用料の算定方式

使用料II原価(維持管理経費)×受益者負担割合

■原価 施設の維持管理費等に要する「物にかかる費用」と「人にかかる費用」を原価として算定します。
 ■物にかかる費用 光熱水

対象施設

市が所管する440の公共施設のうち、図書館など使用料を徴収できない施設を除いた約170の施設を対象とします。
 なお対象施設のうち維持管理などの状況により、次のグループに分けます。
 ①今回見直しを行う
 ②担当課で個別に対応する